

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2019-505428(P2019-505428A)

【公表日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2018-532180(P2018-532180)

【国際特許分類】

<i>B 6 0 C</i>	11/14	(2006.01)
<i>B 6 0 C</i>	11/00	(2006.01)
<i>C 0 8 L</i>	7/00	(2006.01)
<i>C 0 8 L</i>	9/00	(2006.01)
<i>C 0 8 K</i>	3/013	(2018.01)
<i>C 0 8 K</i>	3/30	(2006.01)
<i>C 0 8 L</i>	101/00	(2006.01)
<i>B 6 0 C</i>	1/00	(2006.01)

【F I】

<i>B 6 0 C</i>	11/14	A
<i>B 6 0 C</i>	11/00	B
<i>C 0 8 L</i>	7/00	
<i>C 0 8 L</i>	9/00	
<i>C 0 8 K</i>	3/013	
<i>C 0 8 K</i>	3/30	
<i>C 0 8 L</i>	101/00	
<i>B 6 0 C</i>	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月20日(2019.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つのサイドウォール(3)によって延長されたクラウン(2)を有するタイヤ(1)であって、前記サイドウォール(3)が2つのビード(4)によって終端され、カーカス補強材(5)が前記クラウン(2)および前記サイドウォール(3)中に延在し、かつ前記ビード(4)に固定され、前記クラウン(2)が、前記カーカス補強材(5)と、前記クラウン(2)を形成するトレッド(7)との間に円周方向に配置されたクラウン補強材(6)によって補強され、前記トレッド(7)が、少なくとも2つの半径方向に重ねられた部分(8、9)を含み、前記少なくとも2つの半径方向に重ねられた部分(8、9)が

、

- 少なくとも前記トレッドが新しくかつ硬化した状態にあるとき、転動中に地面と接触するように意図され、ゴム組成物Aから作製された表面部分(8)と、

- 前記表面部分(8)に半径方向内側に配置され、ゴム組成物Bから作製された内側部分(9)と

を含み、

前記ゴム組成物AおよびBのそれぞれが、少なくともジエンエラストマーと、50~1

50 phr の補強フィラーと、20 ~ 160 phr の可塑剤と、微粒子とを含み、前記ゴム組成物 A 中の前記微粒子の  $C_A$  で示される含有量が 2 ~ 40 phr であり、前記含有量  $C_A$  が、前記ゴム組成物 B 中の前記微粒子の  $C_B$  で示される含有量よりも多い、タイヤ(1)。

【請求項 2】

前記微粒子が、体積基準のメジアン粒径と体積粒度分布の幅とを有し、前記体積基準のメジアン粒径および前記体積粒度分布の幅の両方が、ISO 規格 13320-1 に従うレーザ回折法によって測定され、以下の関係：

- $50 \mu m < D_{50} < 150 \mu m$ 、
- $0.50 < Span < 1.50$

を満たし、ここで、

- $D_{50}$  が、前記体積粒度分布から得られる累積分布の 50 % に対応する体積基準の中間粒径であり、
- $Span = (D_{90} - D_{10}) / D_{50}$  であり、および
- $D_{10}$  および  $D_{90}$  が、前記累積粒子分布のそれぞれ 10 体積 % および 90 体積 % に対応する粒径である、請求項 1 に記載のタイヤ。

【請求項 3】

前記微粒子が、アルカリ金属またはアルカリ土類金属の水溶性硫酸塩の微粒子である、請求項 1 または 2 に記載のタイヤ。

【請求項 4】

前記微粒子が、少なくとも 1 種の金属酸化物または金属水酸化物の中空微粒子である、請求項 1 または 2 に記載のタイヤ。